

令和8年7月9日
青森県観光交流推進部国際誘客交流課

「青森県国際交流員」活用制度の概要

1 はじめに

県では、地域レベルの国際交流を推進していくため、優秀な国際交流員を任用し、県内各地域で様々な活動を行っています。

その活動に必要な事項は、「青森県国際交流員の活用に関する要領」（以下「要領」という。）に定めており、市町村の国際交流活動に従事することが適当と認められるときは、積極的に国際交流員を派遣することとしております。

2 活用できる業務（要領第2条第2項関係）

市町村が行う国際交流活動のうち、次の業務については、国際交流員に従事させることができます。

- (1) 国際交流員関係行事への参画
- (2) 国際交流イベントにおける講演
- (3) 外国との往復文書等の翻訳（英文の和訳及び翻訳文書の監修を除く。）
- (4) 外国人訪問時の通訳
- (5) その他県の国際化推進に資すると認められる活動

3 活用の制限（要領第8条関係）

上記2の業務であっても、その中に次のいずれかの内容が含まれている場合には、国際交流員を活用することはできません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。
- (3) 上記（1）（2）に定めるものの他、国際交流員を活用し行うことが適切でないと判断されるとき。

4 活用の諸条件

国際交流員の活用を依頼する市町村（以下「依頼団体」という。）は、その内容が次の条件を全て満たしていることが必要となります。

(1) 国際交流員の従事（要領第3条関係）

- ① 従事日 通常の勤務日

- ② 従事時間 勤務時間（8:30~16:30）のうち 3 時間以内（1 日当たり）
- ③ 国際交流員に対するセクシャル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処すること。

(2) 費用負担（要領第 4 条関係）

依頼団体では、国際交流員の活用に必要な費用を全て負担することが必要となります。

交通機関の利用が必要な場合は、県の「職員等の旅費に関する条例」に準じ、国際交流員に所要の旅費を支給していただきます。

ただし、謝礼、謝金等については、一切、支払う必要はありません。

(3) 同意事項（要領第 5 条関係）

国際交流員の活用にあたっては、依頼団体において次の事項に同意する必要があります。同意できない場合は、国際交流員を活用することはできません。

- ① 活用業務による成果品の利活用の責任は、依頼団体が自らが負うこと。
- ② 活用業務に国際交流員が説明等を求めたときは、依頼団体が誠実に対応すること。
- ③ 活用業務のスケジュール、内容等は、依頼団体が事前に国際交流員と十分な打合せを行うこと。

5 運用上の留意事項

上記 2（3）（4）による国際交流員の翻訳・通訳については、上記 4（3）の「同意事項」（要領第 5 条各号）を次のとおり運用しますので十分留意してください。

- (1) 国際交流員の行う翻訳・通訳の成果に係る責任は、依頼団体が負うこと。
- (2) 国際交流員の行う翻訳・通訳の第三者によるチェックが必要な場合は、依頼団体がその責任において行うこと。
- (3) 翻訳・通訳にあたって国際交流員の求めがあるときは、依頼団体がその都度、直接国際交流員に説明を行うこと。
- (4) 通訳にあたっては、当日のスケジュール、進行等について必ず事前に国際交流員との打合せを行うこと。

6 必要な事務手続き

国際交流員の派遣を受け、国際交流活動に活用しようとする場合は、次の事務手続きが必要となります。

(1) 事前調整（要領第 6 条関係）

国際交流員の活用にあたっては、事前に、その業務内容、従事日時等の調整が必要となります。国際交流員を活用しようとする日の 3 週間前までに、担当国際交流員との間で十分な打合せを行ってください。

(2) 「申込書」の提出（要領第 7 条関係）

「国際交流員活用派遣依頼申込書」（様式第 2 号）に、上記（1）による調整済みの活用内容、活用日時等を記載の上、当課担当者に提出してください（FAX 可）。

(3) 活用状況の報告（要領第 10 条関係）

国際交流員の派遣終了後は、その活用状況を取りまとめ、「国際交流員活用報告書」（様式第 7 号）を当課担当者に提出してください（FAX 可）。

7 お願い

国際交流員の活用申込みが、適正な事務手続き、活用内容であっても、国際交流員のスケジュールを調整できない場合などには、申込みに応じることができないことがあります。

また、国際交流員は、県の庁内各課等の様々な依頼業務に従事しており、派遣日時、内容等の変更を依頼する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、依頼団体の都合により、派遣日時、内容等の変更を行う場合は、できるだけ早くお知らせくださるようお願いいたします。